

教育委員会からのお知らせ

■住民センター村民作品展スペースの貸出しについて



教育委員会では、村民に自らが創作した芸術作品を発表する場を提供することで、芸術・文化への興味や意欲を高めていただくため、住民センター内に作品展(展示場所(以下「展示スペース」)を指定し、貸出しを開始することとなりました。

展示スペースの貸出は、創作活動を行っている村民又はその団体がその作品展示場として利用する場合に貸し出すものとなりますが、営利を伴うものについては貸出しを行いません。また、

1日につき1人又は1団体までとし、使用料は、無料です。

展示スペースの場所は、原則として住民センター1階ロビー内で、多くの村民が鑑賞可能な場所とし、最大で概ね展示用パネル(高さ180cm、奥行90cm)3枚及び展示用テーブル(180cm、奥行45cm)2脚以内が設置可能な空間となります。

貸出期間は、原則として7日以内(展示作品の準備日及び撤去日を含む。)となります。ただし、住民センターの休館日、村の行事等で住民センター全館を使用する必要がある日及び年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。

その他貸出しを受けるに当たってご理解、ご協力いただく必要があることや申込みの方法等詳細については、教育委員会にお問い合わせください。
【問い合わせ】
新島村教育委員会
☎(5)0203

■平成28年度新島村の
就学援助について

【特別支援教育就学奨励費】

村内の公立小中学校の特別支

援学級に在籍している児童・生徒がいるご家庭に対し、村では通学費や学用品費等の一部の費用について、ご家庭の経済的な負担を軽減するために教育費を補助しています。補助を受けることができるご家庭は次の通りです。

- ①新島村に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のいるご家庭
- ②平成27年中の総所得額が、当該制度の基準以内のご家庭

【要保護・準要保護就学奨励費】
村内の公立小中学校に就学する児童・生徒の保護者で、村の要保護・準要保護認定基準に該当する保護者に対し、村では通学費や学用品費等の一部を支給する就学援助を行っています。
詳しい内容は教育委員会ホームページをご覧ください。
○就学援助の申請手続き
申請書に記入・押印の上、必要書類を添えて提出してください。

(注) 就学援助の申請は毎年度必要です。前年度の就学援助を受けた世帯についても翌年度改めて申請が必要になります。

- 申請書の提出期間
・平成28年2月1日から4月末

日までの開庁日(満額支給の場合)
○申請書の配布・受付
・教育委員会教育課の窓口(住民センター1階)
・式根島の方は、式根島支所窓口

【問い合わせ】
新島村教育委員会
☎(5)0203 (内線230)

民生課からのお知らせ

■第十回特別弔慰金の請求を受け付けています

戦後70周年にあたり、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。第十回特別弔慰金については、償還額を5年ごとに増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。請求は民生課窓口でお手続きください。

【支給対象者】

- (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(4)右記(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等)
【支給内容】
額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期限】

平成30年4月2日

【問い合わせ】

民生課民生係 ☎(5)0243

■戦没者等の妻の皆さんへ

第二十七回戦没者等の妻に対する特別給付金の請求期限が迫っています。請求がお済みでない方は民生課窓口でお手続きください。

【特別給付金名称】

戦没者等の妻に対する特別給付金第二十七回「う」号

【支給対象者】

第二十二回特別給付金国庫債券「い」号を受給していた、又は、受給権のあった方で、平成25年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有している場合

【給付額面】200万円

【請求期限】平成28年6月13日

【問い合わせ】

民生課民生係 ☎(5)0243

税政係からのお知らせ

償却資産（固定資産税）の申告について

平成28年1月1日現在、新島村内において事業を営んでいる法人・個人の方は、村内において所有している機械・備品等の事業用資産について所有状況の申告が必要です。期限までに役場まで申告をお願い致します。

【提出期限】

法人事業主の方：平成28年2月1日（月）
個人事業主の方：平成28年2月29日（月）
※前年度申告していただいた方については、28年度分の申告書類を役場からお送りします。個人事業主の方については、1月の下旬頃に発送しますので、届き次第申告書の提出をお願い致します。

なお、平成28年1月にマイナンバー制度が導入されたことに伴い、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられましたので、記載して頂けるようお願い致します。

【問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0241（直通）

■事業主の皆さん 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けてご準備くださるようお願いいたします。

特別徴収とは？

従業員の方の個人住民税は、事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となっています。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住みの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることが出来る「納期の特例」の制度があります。

特別徴収のメリット

特別徴収にしていると、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>

■給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は、地方税法第31条の6第1項により提出が義務付けられています。提出義務違反については罰則が定められています。

法人および個人事業主の方は

平成27年中に支払った給与等について、平成28年1月31日までに、「給与支払報告書」を役場税政係に忘れずに提出してください。

提出の際、次の点にご注意ください。

- ①平成28年1月1日現在、新島村に住んでいる受給者の分のみ
- ②支払額の多少や常勤・非常勤の別にかかわらず全受給者分
- ③平成27年中の退職者についても提出

また、給与等の支払者は、全ての受給者に対し、同じく平成28年1月31日までに、「給与所得の源泉徴収票」を交付する義務があります。

【問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0241（直通）

総務課からのお知らせ

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、こんな相談

「遺産分割をはじめ相続手続きをこれまでやってなかったの、進め方を知りたい」
「土地や建物の名義変更ってどうやってするの？」
「子供や兄弟姉妹（又は甥・姪）にスムーズに財産を渡す方法は

ないか？」
「会社を作るにはどうすればいいの？」
「借りたお金が返せなくなりました。どうすればいい？」
「親族が認知症になってしまった。遺産分割や不動産取引を始めとした手続きがうまく進まない。」
など、登記や法律の相談を無料でお受けしています。

【相談日時】

平成28年1月8日（金）

午前10時～午後2時

【相談場所】新島村住民センター

今後も原則として毎月第2金曜日に開催する予定です。ただし、交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もありますが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎03（33353）9191

平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

【東京都母子・父子・女性福祉資金貸付ののご案内】

東京都は、母子家庭又は父子家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために、修学・就職等、目的により12種類の資金を無利子または低利でお貸ししています。

また、配偶者のいない女性を対象に、女性福祉資金の貸付もあります。

貸付申請にあたっては事前相談が必要となりますので、詳細は左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

東京都大島支庁総務課福祉係

☎04992(5)4421

講習会のお知らせ

平成27年4月1日、新しい食品表示を定める、「食品表示法」が施行されました。

これに伴い、様々な食品の表示方法が変更となりました。

鳥しよ保健所大島出張所新島支所では、食品の製造販売業に関わっている方や今後、関わりたいと思っている方を対象に、以下の日程で、食品表示講習会を実施します。講習会では、旧法令からの変更点や、食品表示の作成方法について、クイズ等を交えながら分かりやすく説明します。現在営業許可を持っていない方の参加も可能です。是非ご参加ください。

【開催日】平成28年1月29日（金）

【時間】14時から15時まで

【場所】大島支庁新島出張所2階会議室

【申込方法】新島支所(5)1600

までお電話ください

【締切】1月22日（金）